特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ
定款

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ定款

第１章 総　則

（名　称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

（目　的）
第３条　この法人は、特に障害を持つ方々に対して、就労支援などの障害福祉サービス事業、障害者の社会復帰及び社会参加に関わる各種事業を行い、ノーマライゼーションの社会を築くことで、障害者の自立と地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(3)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

第２章 会　員

（種　別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入　会）
第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章 役　員

（種別及び定数）
第12条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上
(2) 監事　１人以上
2　理事のうち１人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　前２項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会　議

（種　別）
第19条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第21条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任及び解任
(7) 役員の職務及び報酬
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 解散における残余財産の帰属
(10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第22条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第１４条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第24条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第25条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。

４　第２項及び第３項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第２項、次条第１項及び第48条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第31条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第32条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第33条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第34条　理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
４　第２項及び第３項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
５　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資　産

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章 会　計

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする。

（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

3　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑　則

（細　則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	矢代　拓哉
副理事長	村田　哲治
理　事	大庭　優希
監　事	後関　正彦

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和９年６月３０日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４２条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和８年３月３１日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	0円
	正会員（団体）	0円

	賛助会員（個人）	0円
	賛助会員（団体）	0円
(2) 年会費	正会員（個人）	0円
	正会員（団体）	0円
	賛助会員（個人）	0円
	賛助会員（団体）	0円

書式第１号（法第１０条・第２３条関係）

設　　立　　用

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ

１　確認事項（法第２０条及び第２１条を確認の上、チェックを入れてください。）

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第２０条関係）
☑各役員について、親族の規定に違反していません。（法第２１条関係）

２　役員一覧

	役　名 （どちらかに○）	（フリガナ） 氏　　名	[redacted]	報酬の有無 （どちらかに○）	役職名等
1	（理事）・監事	（ﾔｼﾛ　ﾀｸﾔ） 矢代　拓哉		有・（無）	理事長
2	（理事）・監事	（ﾑﾗﾀ　ﾃﾂｼﾞ） 村田　哲治		（有）・無	副理事長
3	（理事）・監事	（ｵｵﾊﾞ　ﾕｳｷ） 大庭　優希		有・（無）	
4	理事・（監事）	（ｺﾞｾｷ　ﾏｻﾋｺ） 後関　正彦		有・（無）	
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設　　立　　用

令和７年度　　事　業　計　画　書

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ

１　事業実施の方針

設立初年度は、法人設立後の施設開業のための諸手続きを行い、特に障害を持つ方々に対して、就労支援などの障害福祉サービス事業、障害者の社会復帰及び社会参加に関わる各種事業を行い、ノーマライゼーションの社会を築くことで、障害者の自立と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進する。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【6,494】千円　）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援Ｂ型事業所の開業、運営 職業訓練として、作業所内で主に内職活動（お菓子の箱詰めなど）を実施	法人成立後 通年	東京都 江戸川区	４人	江戸川区 その他周辺地域の障害者	約１０～１５人	5,894
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	障害者の方単独では難しい移動の同行支援や生活、就職の相談など日常生活上のサポート	法人成立後 通年	東京都 江戸川区	２人	江戸川区 その他周辺地域の障害者	約１０～１５人	600

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設　　立　　用

令和８年度　　事　業　計　画　書

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ

１　事業実施の方針

令和８年度は、特に障害を持つ方々に対して、就労支援などの障害福祉サービス事業、障害者の社会復帰及び社会参加に関わる各種事業を行い、ノーマライゼーションの社会を築くことで、障害者の自立と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与するため、下記事業を推進する。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【19,898】千円　）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援Ｂ型事業所の運営 職業訓練として、作業所内で主に内職活動（お菓子の箱詰めなど）を実施	通年	東京都江戸川区	５人	江戸川区その他周辺地域の障害者	約１０～１５人	18,098
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	障害者の方単独では難しい移動の同行支援や生活、就職の相談など日常生活上のサポート	通年	東京都江戸川区	２人	江戸川区その他周辺地域の障害者	約１０～１５人	1,800

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

令和７年度　活動予算書

成立の日から令和８年３月３１日まで

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2.事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	6,336,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	600,000		
		6,936,000	
3.受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
経常収益計			6,936,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,440,000		
法定福利費	550,400		
福利厚生費	137,600		
人件費計	4,128,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
利用者工賃	840,000		
旅費交通費	160,000		
通信運搬費	48,000		
広告宣伝費	100,000		
地代家賃	600,000		
水道光熱費	80,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	20,000		
消耗品費	504,000		
その他経費計	2,366,000		
事業費計		6,494,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	200,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
会議費	8,000		
旅費交通費	2,000		
通信運搬費	8,000		
広告宣伝費	100,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	4,000		
消耗品費	20,000		
その他経費計	142,000		
管理費計		342,000	
経常費用計			6,836,000
税引前当期正味財産増減額			100,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			30,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			30,000

令和７年度　活動予算書の注記

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ

１．　重要な会計方針

計算書類の作成は、ＮＰＯ法人会計基準（2010 年７月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 ＮＰＯ法人会計基準協議会）によっています。

２．　事業別損益の状況

（単位：円）

科目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	事業費計	管理部門	合計
Ⅰ　経常収益					
１．受取会費	0	0	0	0	0
２．事業収益	6,336,000	600,000	6,936,000	0	6,936,000
３．受取寄附金	0	0	0	0	0
経常収益計	6,336,000	600,000	6,936,000	0	6,936,000
Ⅱ　経常費用					
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	200,000	200,000
給料手当	3,040,000	400,000	3,440,000	0	3,440,000
法定福利費	486,400	64,000	550,400	0	550,400
福利厚生費	121,600	16,000	137,600	0	137,600
人件費計	3,648,000	480,000	4,128,000	200,000	4,328,000
(2) その他経費					
会議費	4,000	0	4,000	8,000	12,000
利用者工賃	840,000	0	840,000	0	840,000
旅費交通費	40,000	120,000	160,000	2,000	162,000
通信運搬費	48,000	0	48,000	8,000	56,000
広告宣伝費	100,000	0	100,000	100,000	200,000
地代家賃	600,000	0	600,000	0	600,000
水道光熱費	80,000	0	80,000	0	80,000
新聞図書費	10,000	0	10,000	0	10,000
支払手数料	20,000	0	20,000	4,000	24,000
消耗品費	504,000	0	504,000	20,000	524,000
その他経費計	2,246,000	120,000	2,366,000	142,000	2,508,000
経常費用計	5,894,000	600,000	6,494,000	342,000	6,836,000
当期経常増減額	442,000	0	442,000	-342,000	100,000

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

令和８年度　活動予算書

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１.受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
２.事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	19,008,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	1,800,000		
		20,808,000	
３.受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
経常収益計			20,808,000
Ⅱ 経常費用			
１.事業費			
（１）人件費			
給料手当	11,520,000		
法定福利費	1,843,200		
福利厚生費	460,800		
人件費計	13,824,000		
（２）その他経費			
会議費	4,000		
利用者工賃	2,700,000		
旅費交通費	480,000		
通信運搬費	180,000		
広告宣伝費	0		
地代家賃	1,800,000		
水道光熱費	240,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	60,000		
消耗品費	600,000		
その他経費計	6,074,000		
事業費計		19,898,000	
２.管理費			
（１）人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	600,000		
（２）その他経費			
会議費	8,000		
旅費交通費	6,000		
通信運搬費	24,000		
広告宣伝費	0		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	12,000		
消耗品費	60,000		
その他経費計	110,000		
管理費計		710,000	
経常費用計			20,608,000
税引前当期正味財産増減額			200,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			130,000
前期繰越正味財産額			30,000
次期繰越正味財産額			160,000

令和８年度　活動予算書の注記

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ

１．　重要な会計方針

計算書類の作成は、ＮＰＯ法人会計基準（2010 年７月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 ＮＰＯ法人会計基準協議会）によっています。

２．　事業別損益の状況

（単位：円）

科目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	事業費計	管理部門	合計
Ⅰ　経常収益					
１．受取会費	0	0	0	0	0
２．事業収益	19,008,000	1,800,000	20,808,000	0	20,808,000
３．受取寄附金	0	0	0	0	0
経常収益計	19,008,000	1,800,000	20,808,000	0	20,808,000
Ⅱ　経常費用					
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	600,000	600,000
給料手当	10,320,000	1,200,000	11,520,000	0	11,520,000
法定福利費	1,651,200	192,000	1,843,200	0	1,843,200
福利厚生費	412,800	48,000	460,800	0	460,800
人件費計	12,384,000	1,440,000	13,824,000	600,000	14,424,000
(2) その他経費					
会議費	4,000	0	4,000	8,000	12,000
利用者工賃	2,700,000	0	2,700,000	0	2,700,000
旅費交通費	120,000	360,000	480,000	6,000	486,000
通信運搬費	180,000	0	180,000	24,000	204,000
広告宣伝費	0	0	0	0	0
地代家賃	1,800,000	0	1,800,000	0	1,800,000
水道光熱費	240,000	0	240,000	0	240,000
新聞図書費	10,000	0	10,000	0	10,000
支払手数料	60,000	0	60,000	12,000	72,000
消耗品費	600,000	0	600,000	60,000	660,000
その他経費計	5,714,000	360,000	6,074,000	110,000	6,184,000
経常費用計	18,098,000	1,800,000	19,898,000	710,000	20,608,000
当期経常増減額	910,000	0	910,000	−710,000	200,000

設　　立　　用

書式第６号（法第１０条関係）

特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎ　設立趣旨書

1　設立の趣旨

現在、国・地方公共団体は、障害を持つ方々に対して、地域社会に積極的に参加できるように様々な政策、支援を行っています。

日本の障害者雇用推進の歴史は、１９６０年の「身体障害者雇用促進法」制定から大きく動き出し、改正が繰り返され、１９９８年には知的障害者が、そして２０１８年には精神障害者が対象に加わり、２０１３年の障害者総合支援法の改正があります。この改正により、就労継続支援Ｂ型事業所の対象者が拡大され、より多くの障害者が利用できるようになりました。

しかし、必要な支援が充分周知されていない、利用者のニーズに合っていない作業内容である、適切な支援、指導を行うことができる支援者の数がまだまだ不足しているなど、その基盤整備にはまだまだ時間がかかることが見込まれます。設立代表者である矢代自身が身体に障害を持ち、就労継続支援Ｂ型事業所を利用している当事者であり、上記課題を痛感しております。

さらに、障害者の生活を支えているのが高齢な家族であることも多々あり、こういった場合、地域全体で障害者やその家族を支援する体制を整備する必要があります。

これらの課題を解決するためには、これまで以上に地域の福祉事業者、ボランティア団体、地域住民等が連携を深め、それぞれが持つ機能に応じて役割を分担しながら、地域全体で障害者の生活を支えるための体制づくりを推進する必要があります。

そこで私たちは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業を行い、特に、利用者一人ひとりのニーズ、障害の特性を理解して実施する就労継続支援Ｂ型事業所を開設、運営することによって、就労意欲のある障害者の方々に対して、就労活動を継続的に行うことが出来る場所を提供し、就労能力の向上と、生活面での総合的な支援を通して、障害者の方々が地域社会に積極的に参加できる環境をつくっていきます。また、日常生活上の移動の負担軽減のための移動支援や、障害者同士が交流するためのグループ活動の支援等を行い、充実した生活と安心して暮らせる地域社会の実現に寄与して参ります。

開設にあたっては、事業所の開設や契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要であり、また、多くの地域住民の信用と信頼を得るために積極的に情報公開を行う特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎを設立することにしました。

この法人は、特に障害を持つ方々に対して、就労支援などの障害福祉サービス事業、障害者の社会復帰及び社会参加に関わる各種事業を行い、ノーマライゼーションの社会を築くことで、障害者の自立と地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2　申請に至るまでの経緯

令和７年５月３０日午後１時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和７年度及び令和８年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。

令和７年６月１３日午後３時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和７年度及び令和８年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上、決定しました。

以上をもって、特定非営利活動法人Ｄｏ　Ｓｉｎの設立を申請することとしました。

令和７年６月１３日

設立代表者　　住所又は居所

[redacted]

氏名　　矢代　拓哉